市第 167 号議案

横浜市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定 横浜市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を次のように定める

平成23年2月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例(番号)

横浜市住民生活に光をそそぐ交付金基金条例 (目的及び設置)

第1条 横浜市が交付を受ける住民生活に光をそそぐ交付金の対象 となる事業の円滑な実施に資するため、横浜市住民生活に光をそ そぐ交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。 (管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有 利な方法により保管しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実 かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、 基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため必要がある場合に 限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する 現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に 繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

提案理由

横浜市が交付を受ける住民生活に光をそそぐ交付金の対象となる 事業の円滑な実施に資するため、横浜市住民生活に光をそそぐ交付 金基金条例を制定したいので提案する。

参考

地方自治法(抜粋)

(基金)

- 第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確 実かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

(第5項及び第6項省略)

- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分 に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。